

# ちょこっと通信

H28. 4月号

VOL. 047

青木厚二郎税理士事務所

いつもお世話になります。

新年度が始まりました。いろいろなところで新たな始まりの声が聞こえてきます。各方面で役を引き受けていらっしゃる方は、毎日のようにお声がかかっているのではないでしょうか？まだまだ寒暖の差がありますので充分お身体には気を付けてください。今月もよろしく願いいたします。



私たちが感銘を受けた  
先人の言葉

意思あるところに  
道は開ける

西洋の格言より

仕事に愛情を持たば、

仕事には魂が入る。

魂が入るから

人の心を動かせる

仕事になる。



～井筒和幸（映画監督）～

## 今月のいろいろ「掲示板」

### 【私たちが感銘を受けた先人の言葉】

今月から「私たちが感銘を受けた先人の言葉」を所長だけではなく、社員たちも書かせて頂くことになりました。これを機会に字から私たちのことを知って頂けると嬉しいです。所員全員で書かせて頂くので、誰が書いたか是非当ててみてください。答えは監査時に担当者までご確認ください。



# 知っとこ！「税務のママ知識」

## ～企業版ふるさと納税について～

皆さんはふるさと納税をしましたか？テレビ等でさかんにPRされているのでやった方、興味がある方も多いと思います。今回は企業版のふるさと納税について書こうと思います。

まず、以前から企業が特定の市町村に寄付することはできたのですが、個人のふるさと納税に比べるとメリットが少なかったのであまり知られていませんでした。企業からの寄付がさかんになるよう平成28年度から実施される見通しです。

今までは寄付した金額が損金(費用)になっただけですが、改正では法人住民税や法人事業税からの寄付額の3割が差し引かれ、現行の措置後合わせると寄付額の約6割分の減税を受けられるようになります。

要件は

- ・ 寄付金の最低額は10万円
- ・ 寄付できる地方公共団体に要件あり  
(地方版総合戦略を策定していて、地方交付税の交付団体であること)
- ・ 企業版ふるさと納税では受贈益とみなされ、特典や特産品などが受け取れない場合もある  
(ただし公共施設の優待券等がもらえることもある)

企業側のメリットとしては、企業のPRやイメージアップや従業員の福利厚生などがあります。

改正後の企業版ふるさと納税でも、個人のふるさと納税に比べお徳感は少なくなりますが、故郷への貢献等ができるので、一つの選択肢と覚えてください。

(引用：日本経済新聞等)

## 事務所あれこれ日記

確定申告が終わり、事務所スタッフみんなで打ち上げしました。写真はナゴヤセントラルガーデンにあるFORTISSIMO H。パティシエの辻口氏のスイーツのお店です。ショーケースに並ぶケーキはどれも綺麗で、選ぶのに大変でした。ゆっくりと頂く時間が久しぶりで至福のひとつでした。



AOKI LICENSED TAX  
ACCOUNTANT OFFICE

## 青木厚二郎税理士事務所

〒501-0221

岐阜県瑞穂市只越 1054 番地 2

電話:058-260-4310

FAX:058-260-4311

<http://www.aoki-kaikei.com>

Mail:info@aoki-kaikei.com